

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 23 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 15 件

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成15年2月から19年8月までは41万円、同年9月から20年9月までは44万円に訂正することが必要である。

申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、及び⑨について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成15年12月22日は35万円、16年7月9日は35万円、同年12月24日は40万円、17年7月4日は37万円、同年12月27日は30万円、18年6月19日は30万円、同年12月22日は30万円に訂正することが必要である

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)並びに申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、及び⑨に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年1月6日から20年10月1日まで
② 平成15年7月8日
③ 平成15年12月22日
④ 平成16年7月9日
⑤ 平成16年12月24日
⑥ 平成17年7月4日
⑦ 平成17年12月27日
⑧ 平成18年6月19日
⑨ 平成18年12月22日

申立期間①について、自分が保管している株式会社Aの給与明細書に

記載されている厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料納付額が大幅に違っているのは納得いかないので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、及び⑨について、自分が保管している株式会社Aの賞与明細書によると、支給額に見合った保険料が控除されているが、ねんきん定期便にはその記録が反映されていないのは納得いかないので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する給与明細書及び株式会社Aが保管する賃金台帳により、申立期間①について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与より控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、平成15年2月から19年8月までは41万円、同年9月から20年9月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所(当時)への標準報酬月額の届出誤りを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年1月については、上記賃金台帳において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

次に、申立期間③、④、⑥、⑦及び⑨については、申立人が所持する給与明細書及び同僚の賞与支給日の記録により、申立人は当該期間に株式会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③、④、⑥、⑦及び⑨の標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書に記載された賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年12月22日は35万円、16年7月9日は35万円、17年7月4日は37万円、同年12月27日は30万円、18年12月22日は30万円とすることが必要である。

さらに、申立期間⑤及び⑧については、事業主が保管する賃金台帳に記載された給与支給額の総計と申立人が所持する源泉徴収票に記載された給与・賞与の支払金額の総計の差額、同僚の賞与支給日の記録及び事業主の回答から、16年12月24日は40万円、18年6月19日は30万円の賞与がそれぞれ支給されたことが確認できる。また、上記賞与明細書において、賞与額に見合った厚生年金保険料が控除されていたことが確認でき、当該期間についても同様に控除されていたことが推認されることから、申立人は当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤及び⑧の標準賞与額については、16年12月24日は40万円、18年6月19日は30万円とすることが必要である。

なお、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に賞与支払届を提出していないこと及び控除した保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、株式会社Aは、「申立期間②に係る賞与資料は紛失した。」と供述しており、申立人は当該期間における賞与明細書を所持していないことから、賞与額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①における標準賞与額に係る記録を25万円、申立期間②における標準賞与額に係る記録を24万円及び申立期間③における標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月12日
② 平成19年7月12日
③ 平成19年12月12日

A株式会社に勤務していた申立期間①、②及び③において、賞与から厚生年金保険料が控除されているが標準賞与額に反映されていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与明細書から、申立人は申立期間①、②及び③にA株式会社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間①における標準賞与額に係る記録を25万円、申立期間②における標準賞与額に係る記録を24万円及び申立期間③における標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「納付したかは不明。」と回答しており、これを確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和42年4月1日に、B株式会社から、同社のC部門を分離独立させたA株式会社に引き続き勤務したが、申立期間は厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の申立期間当時の事業主の供述、複数の元同僚の供述、及び雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和42年4月1日に、B株式会社からA株式会社に移籍し、引き続き勤務していたことが認められる。

また、上記事業主及び当時の給与事務担当者は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた旨を供述している上、申立人と同時期にB株式会社からA株式会社に移籍した元同僚（申立期間について、当委員会の決定に基づき、平成23年2月17日付け年金記録を訂正することが必要であるとの通知が行われている。）が所持する給与支払明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社におけ

る昭和 42 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行について、事業主は不明としているが、A 株式会社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」における被保険者の資格取得日が、昭和 42 年 6 月 1 日と記載されていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月及び同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 43 年 5 月 1 日から 45 年 5 月 1 日まで
(A社)

私は脱退手当金の支給を受けていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B年金事務所が保管する脱退手当金裁定請求書には、「受付 46. 2. 19 B社会保険事務所」、「支払済 46. 3. 5」の押印が有るとともに、住所欄には「C（男性氏名）方」と記載されており、受領欄においては申立人が当該男性と同じ姓の女性に脱退手当金の受領を委任した旨の記載が有ることが確認できる。

しかし、申立人は、上記裁定請求書の記載内容について、「その住所に居住したことは無い上、代理受領している氏名は当時の上司であるが、その上司に脱退手当金の請求を委任した覚えは無い。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和 36 年に資格取得している上記女性と同姓同名の被保険者が記載されていることが確認できるほか、当該被保険者と思われるオンライン記録に収録されている住所及び配偶者氏名は、上記裁定請求書に記載されている住所及び「C方」の方書きの氏名と一致していることが確認でき、申立人の供述に不自然さはうかがえない上、申立人には申立期間の前に、別の事業所に係る脱退手当金

支給記録が有るが、当該受給については明確に記憶しているにもかかわらず、申立期間に係る脱退手当金請求を委任したことを記憶していないとは考え難い。

また、上司が脱退手当金裁定請求書の請求者住所欄に自宅住所地を記載し、部下の脱退手当金を請求することは社会通念上不自然であり、申立人の意思に基づいて申立期間に係る脱退手当金が請求されたものではないと考えるのが相当である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

京都国民年金 事案 2375 (事案 2133 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月、同年8月から46年12月までの期間及び48年8月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月
② 昭和45年8月から46年12月まで
③ 昭和48年8月から50年3月まで

昭和48年4月頃に友人と一緒にA市役所を訪れて国民年金の再加入
手続を行い、申立期間①及び②を含む45年及び46年の国民年金保険料
を3か月分ぐらいつづ分割で遡って納付し、申立期間③の保険料は毎月
納付していた。前回の決定には納得できないので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについて、i) 申立期間①及び②のうち、昭和45年8月か
ら46年5月までについて、申立人が所持する国民年金手帳では、45年1
月に国民年金の被保険者資格を取得し、婚姻により46年6月*日に強制
の資格を喪失したものと記載されているが、この間には厚生年金保険の被
保険者期間が有り、当該期間について国民年金保険料を納付した場合、保
険料の還付が発生することとなるが、その記録は見当たらないこと、ii)
申立期間②のうち、46年6月から同年12月までの期間、及び申立期間③
については、所持する国民年金手帳の資格記録において、未加入期間であ
ることが確認でき、オンライン記録とも一致していることなどの理由から、
既に当委員会の決定に基づき平成23年1月27日付けで年金記録の訂正は
必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回と同様、昭和48年4月頃に申立人の友人と一緒に

国民年金の再加入手続を行った上、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張し、前回の結果について納得できないとして、再申立てをしている。

しかしながら、一緒に再加入手続を行ったとする申立人の友人は、昭和50年4月17日付けで、遡っては加入できない国民年金の任意被保険者として資格取得していることが確認できることから、この日に加入手続を行ったものと考えられ、申立人の主張とは符合しない上、申立人は、前回と同様の主張を繰り返すのみであり、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月、同年4月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月及び同年4月
② 平成7年8月

私は、会社を退職後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は毎月末に郵便局で納付した。平成9年6月の保険料は納付期限を過ぎてしまい納付できなかったが、申立期間①及び②は、納付したことをはっきり覚えており、未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後に国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は、毎月末に郵便局で納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の主張のとおり国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録では、平成9年5月29日付けで基礎年金番号が付番された時点において、同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①について、申立人の国民年金の記録は、「20歳以上」を契機として付番された上記の基礎年金番号によって管理されているとともに、申立人は、付番時点において、申立期間に後続する遡及納付が可能であった平成7年5月から同年7月までの国民年金保険料を9年6月以降に順次過年度納付していることがオンライン記録において確認できるものの、申立期間①は、既に時効により保険料を納付できなかったものと考え

られる。

さらに、申立期間②の国民年金保険料は、平成9年10月15日に納付されたものの、納付期限を経過していたことから、「時効期間納付」として、同日時点で時効となっておらず、保険料納付が確認できなかった7年9月の保険料に充当処理されていることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年3月まで

私は、20歳になれば国民年金に加入するよう親に勧められていたので加入手続きを行い、当時は学生であったため国民年金保険料免除の手続きをA市B区役所で行った。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料の免除申請手続きをA市B区役所で行い、承認されていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料が免除されるためには、平成5年10月末までに、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の同手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から6年5月に払い出されたものと推認でき、申立人は、この時点において、免除申請が可能であった申立期間直後の6年4月から7年3月までについて、6年5月26日に申請を行い、同年8月8日に承認されていることがオンライン記録により確認できるものの、免除は、申請日の属する月の前月までしか遡れないことから、申立期間については免除申請を行うことができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払

い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2378 (事案 1805 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から45年9月まで

私は、昭和38年頃A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していた。集金人は、集金の際、いつもたくさんの印紙を私の国民年金手帳に貼っていたのに、申立期間が未納とされていることには納得できず、新たな資料や情報は無いが再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年2月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しないこと、ii) 申立人及びその夫の国民年金被保険者資格取得日は、いずれも昭和45年10月21日とされていることが申立人及びその夫の年金手帳(国民年金手帳)により確認でき、これは、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、この日が申立人及びその夫の国民年金被保険者資格取得日とされたものと考えられることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年6月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回と同様、昭和38年頃に国民年金の加入手続を行い、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたことに間違いは無いと

して、再申立てを行っている。

しかしながら、上記のとおり、申立期間は国民年金に未加入の期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、C県内及びD県内全てについて、「E（漢字）」及び「F（カナ）」で検索したが、別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな情報・資料とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年8月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月から12年3月まで

私は、20歳になって国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、毎月定期的に納付していた。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳を契機に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間は、基礎年金番号導入後に当たっており、国民年金保険料の納付書は月ごとにコンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により、納付記録として入力されることから、申立期間に係る納付書8枚全てについて、納付記録が漏れるとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から同年12月まで

平成3年8月に会社を退職後、親に相談して国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を払わなければならないと常に意識して郵便局やコンビニエンスストアで納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年8月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録では、平成9年1月1日付けで基礎年金番号が付番された時点において、同手帳記号番号が払い出されていた形跡は認められないことから、申立内容とは符合せず、申立人の国民年金の記録は当該基礎年金番号によって管理されており、このことは、申立人が所持する年金手帳（三制度共通）に同手帳記号番号の記載が無いまま、国民年金の資格記録が記載されていることとも整合している。

また、申立期間に係る申立人の国民年金被保険者資格は、平成10年9月7日に追加処理されていることがオンライン記録により確認できることから、この時点まで申立期間は国民年金に未加入の期間である上、処理時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

昭和59年3月に勤務先を退職し、同年4月頃国民年金の加入手続をA市B区役所で行った。しばらくして、国民年金保険料の納付書が自宅に届き、郵便局で納付した。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年3月に勤務先を退職後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、納付書が送付されてきたので、郵便局で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号（*、以下「手番①」という。）は、昭和52年7月にA市C区で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、同年4月1日を国民年金被保険者資格取得日として加入し、昭和52年度及び53年度の保険料を納付し、その後、厚生年金保険被保険者となったことに伴い、昭和54年4月1日に国民年金の資格を喪失して以降、申立期間を含め、同市において、手番①に係る国民年金の資格を再取得した形跡は無く、このことは、所持する年金手帳の資格記録とも一致することから、申立期間は、国民年金に未加入の期間となり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人には、手番①とは別の国民年金手帳記号番号（*、以下「手

番②」という。)が、昭和61年4月の基礎年金制度導入を端緒に、61年4月1日を資格取得日としてA市B区で払い出され、基礎年金番号となっており、その資格取得日は61年4月1日であることから、手番②においても申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、D県内全てを対象に「E(漢字)」及び「F(カナ)」で検索し、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から54年9月まで

私は、平成7、8年頃、A市B区の自宅に突然訪ねて来たC県D市の年金課職員と名乗る男性に、申立期間の国民年金保険料として30数万円を渡した。申立期間が未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7、8年頃にA市の自宅で、D市の年金課職員に申立期間の国民年金保険料30数万円を一括で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、D市において昭和52年4月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、同市の国民年金被保険者名簿では、申立期間は未納とされており、これはオンライン記録と一致している。

また、申立人が一括して国民年金保険料を納付したとする平成7、8年の時点において、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である上、i) 制度上、市町村は現年度保険料しか収納しておらず、D市でも、転出先の他市へ職員が出向き、国庫金となる過年度保険料を徴収する取扱いは行っていないとしていること、ii) 申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料額7万8,960円と大きく乖離していることなどを踏まえると、申立人が支払ったとする30数万円が申立期間の保険料であるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月から同年 8 月まで

「株式会社A」で平成 18 年 12 月に 51 万円に昇給があったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額は従前の 30 万円のままである。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が保管する申立期間に係る給与明細書、及び事業所が保管する申立期間に係る賃金台帳に記載された給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額(30 万円)よりも高いことが確認できるものの、同給与明細書及び賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額はオンライン記録の標準報酬月額に見合った額となっている。

また、「株式会社A」に照会したところ、当時の社会保険事務担当者は、「昇給に伴う月額変更届を提出しておらず、標準報酬月額 30 万円として、保険料を控除していた。平成 19 年 10 月の定時決定の際に、標準報酬月額が 50 万円に変更となり、同年 9 月分の保険料から控除額を変更した。」と回答していることから、事業主は、平成 19 年の定時決定時までは、標準報酬月額を 50 万

円として社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、従前と同額の保険料を継続して控除していたと認められる。

このほか、申立期間における申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 9 日から 33 年 12 月 25 日まで
(A社)
② 昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 8 月 9 日まで
(B株式会社)

申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C年金事務所には申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が保管されており、申立人の当時の氏名及び住所が記載されているとともに、申立期間①及び申立期間②に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、上述の脱退手当金裁定請求書によれば、申立人はA社に2度目に勤務し、申立期間①と同じ記号番号で管理された期間を含んで請求しているものの、脱退手当金は、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給されており、当該裁定請求書には「小切手 37.12.27 交付済」の押印が確認できる。

さらに、申立期間②に係るB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退手当金」の表示が有り、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 21 日から 42 年 8 月 12 日まで
(A 有限会社)
② 昭和 42 年 11 月 8 日から 46 年 1 月 21 日まで
(株式会社 B)

A 有限会社(現在は、C 有限会社)及び株式会社 B の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給した記録となっているが、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 年金事務所には、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が保管されており、申立人の当時の氏名及び住所が記載されているとともに、申立期間①及び申立期間②に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金の請求をしていることが確認できる。

また、上述の脱退手当金裁定請求書によれば、申立人は未支給となっている結婚後に再取得をした株式会社 B 及び E 有限会社を含めて請求をしていることが確認できるものの、脱退手当金は、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無く、当該裁定請求書には、「小切手交付済 46. 11. 29」、「完結 46. 11. 29」の押印が確認できる。

さらに、申立期間②に係る株式会社 B の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手 46. 11. 10」の表示が有るなど、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる

事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 21 日から 34 年 8 月 7 日まで
(A株式会社B工場C分工場)
② 昭和 34 年 8 月 7 日から 40 年 3 月 4 日まで
(A株式会社B工場)
③ 昭和 40 年 8 月 14 日から 41 年 10 月 1 日まで
(D株式会社E支店)
④ 昭和 44 年 6 月 20 日から 45 年 1 月 1 日まで
(F社)

申立期間の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

G年金事務所には、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が保管されており、申立人の当時の氏名及び住所が記載されているとともに、申立人が昭和 45 年 8 月 21 日付けで領収した署名及び押印が確認できるほか、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、上述の脱退手当金裁定請求書によれば、申立人は申立期間①、②、③及び④と同一番号で管理されていたD株式会社H支店を含めて請求したことが認められるものの、脱退手当金は、申立期間①、②、③及び④の厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 45 年 8 月 21

日に支給されており、当該裁定請求書には「支払済 45. 8. 21 G」の押印が確認できる。

また、申立期間④に係るF社（現在は、I社）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示が有るなど、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 3 日から 48 年 6 月 21 日まで

私は、出産を控えて、A株式会社（現在は、B株式会社）を昭和 49 年 2 月に退職し、同年*月に出産している。申立期間の厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金として同年 6 月 21 日に受領したことになっているが、出産直前にそのようなものを受けた記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C年金事務所が保管する申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、「受付 49. 4. 26 C社会保険事務所」及び「小切手交付済 49. 6. 21 C社会保険事務所」の押印が確認できる上、「希望の受領場所」の欄には、申立人の当時の住所地近くの「D社 E支店」と記載されていることが確認できる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の押印が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 1 日から 24 年 3 月 7 日まで
私が脱退手当金を受給したのは、株式会社Aに勤務した厚生年金保険被保険者期間であり、申立期間の株式会社Bについては脱退手当金を受給していないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていた厚生年金保険加入期間中のうち、株式会社Aについては脱退手当金を受領したことを記憶しているが、最初に勤務した株式会社Bについては、脱退手当金を受給していないとして申し立てている。

しかしながら、脱退手当金は、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、脱退手当金を計算する際に、請求に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号で最初に加入した厚生年金保険被保険者期間については、仮に請求者から申出が無かったとしても、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票により社会保険事務所（当時）で把握することは可能であり、把握した場合はその計算の基礎とすることとなる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、給付種類として「脱退手当金」、支給金額として「10,709円」、資格期間として「71」等の記載が有り、資格期間は申立期間及び株式会社Aでの被保険者期間を通算した月数と一致し、支給金額は両期間を基礎として計算される金額とほぼ一致することから、申立期間が脱退手当金の計算の基礎から漏れたとは考え難い。

なお、申立人には、申立期間と株式会社Aの間に未請求となっている申立期

間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された厚生年金保険被保険者期間、及び別番号で管理された被保険者期間が有るが、いずれも脱退手当金裁定庁である社会保険事務所とは管轄社会保険事務所が異なっており、当時、請求に係る番号で最初に参加した厚生年金保険被保険者期間以外の被保険者期間については、請求者から申出が無ければ把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいふことができない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 1 日から 47 年 8 月 22 日まで
私はA社B支社での厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金の支給を受けていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C年金事務所が保管する申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、「受付 47. 9. 4」、「支払済 47. 9. 22」及び「隔地払」の押印が確認できる上、「希望の受領場所」の欄には、申立人の当時の住所地近くの「D郵便局」の記載が有ることが確認できる。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」表示が有る上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間が有るが、上記裁定請求書には未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できる上、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月 18 日から 23 年 1 月 20 日まで

A社での厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給した記録とされているが、脱退手当金制度の存在も知らなかったし、脱退手続も行っていない。私は、脱退手当金を受給していないので記録を訂正してほしい

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、「給付種類 脱手」、「資格期間 24」、「支給金額 800 円」及び「支給年月日 23. 3. 8」等、脱退手当金の支給記録が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額は、法定支給額に一致し、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 23 年 3 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、脱退手当金支給日の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、申立期間の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、別番号で管理されていた被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月 1 日から 33 年 10 月 1 日まで

A株式会社勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年12月10日に支給決定されている上、当該脱退手当金の支給決定当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A株式会社の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前1ページ及び後2ページに記載されている被保険者のうち、同事業所の被保険者期間のみで脱退手当金の受給要件を満たす女性6人について確認したところ、6人全員に脱退手当金の支給記録があり、うち4人が6か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被

保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはないと認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月2日から27年9月30日まで
② 昭和30年4月16日から31年6月30日まで

夫は、昭和25年6月から27年9月までA株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いと言っていた。また、30年4月からは、B販売所（現在は、株式会社C）の所長に頼まれて同販売所に勤務したが、厚生年金保険の記録は31年7月からになっていると、夫は言っていた。これらの期間について調査し、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社D支店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、法人登記も見当たらず、当時の役員の所在を確認することができないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A株式会社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者8人について、いずれも所在が確認できず、申立人の勤務状況についての供述を得ることができない。

申立期間②について、B販売所の当時の事業主は既に亡くなっているが、事業主の親族が、「申立期間当時、申立人は勤務していた。」と供述していること、及び昭和62年10月に申立人が受賞した「勤続32年の表彰状」から、勤務期間の始期は特定できないものの、申立人が勤務していたことは推認でき

る。

しかしながら、申立期間②当時、B販売所の従業員は、E販売所（後に、F社）において厚生年金保険に加入していたことがうかがえるが、E販売所は既に解散しており、申立人の申立内容について確認することができない。

また、B販売所では当時の賃金台帳等の関係書類は残されておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

さらに、B販売所の当時の事業主の親族は、「当時は、勤務して厚生年金保険に加入してもすぐに辞めていくので、採用して半年から1年ほど、従業員の勤務動向をみて、勤務意志を確認してから厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、申立期間当時、B販売所では入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取り扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、E販売所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間②において、健康保険の整理番号は連続しており欠番も無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年から 60 年頃まで
② 昭和 60 年から 61 年頃まで
③ 昭和 62 年から 63 年頃まで

昭和 59 年頃に A 株式会社、60 年頃に B 株式会社、また、62 年頃に C 株式会社 (現在の株式会社 D の E 支社) にそれぞれ 1 年くらい勤務したが、厚生年金保険の加入記録となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 株式会社は、「当時の資料は全て廃棄されており不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態、及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①当時、A 株式会社勤務していた複数の元従業員に対し照会を行ったところ、申立人のことを記憶している者は見当たらず、申立人の申立内容に係る供述を得ることができない。

さらに、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①の健康保険整理番号は連続しており欠番も無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間①に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間②について、B 株式会社は、「当時の資料は全て廃棄されており不明であるが、当時、正社員は極めて少ない体制で業務展開しており、申立人の勤務形態はアルバイトであったと思われる。また、厚生年金保険に加入していた正社員の名簿に申立人の氏名は無い。」と回答しており、申立人の申立

期間②に係る勤務実態、及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間②当時、B株式会社に勤務していた複数の元従業員に対し照会を行ったところ、申立人のことを記憶している者は見当たらず、申立人の申立内容に係る供述を得ることができない。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②の健康保険整理番号は連続しており欠番も無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間②に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間③について、株式会社Dが保管する従業員名簿から、申立人が臨時職員として昭和 63 年 11 月 3 日に入社し、F病院の食堂に配属されたことが確認できる。

しかし、上記従業員名簿の退職年月日欄、健康保険番号欄、及び厚生年金保険記号番号欄はいずれも記載されておらず、株式会社Dは、「申立人の退社日は不明であり、従業員名簿の厚生年金保険の欄に番号の記入が無いことから、厚生年金保険には未加入であったと判断する。」と供述しており、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間③当時、C株式会社に勤務していた複数の元従業員に対し照会を行ったところ、申立人のことを記憶している者は見当たらず、申立人の申立内容に係る供述を得ることができない。

さらに、申立期間③に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

なお、申立期間①、②及び③について、申立人は昭和 55 年 11 月から平成元年 12 月まで、国民年金保険料の申請免除記録が有る上、昭和 58 年 4 月 25 日から平成 6 年 3 月 16 日まで、申立人の親族の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月3日から35年8月13日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給したことにされているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B年金事務所が保管する申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、「受付 36. 4. 18 B社会保険事務所」及び「小切手 36. 8. 29 交付済」の押印が確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 36. 5. 15」の押印が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、脱退手当金の支給決定日以前に脱退手当金の算定に含まれていない別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該期間に係る資格取得日は脱退手当金裁定請求書の受付日以降であり、当時、請求者からの申出が無い場合、裁定庁において当該期間を把握することは困難であったことから、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月 17 日から 13 年 1 月 21 日まで
A 株式会社に勤務していた期間について、毎月 27 日と翌月 5 日の 2 回に分けて給与が支給されていた。
しかしながら、申立期間に係る標準報酬月額が実際に受け取っていた 2 回分の給与の合計額と見合っておらず、大幅に低い額となっている。これは、同社の不正な経理処理によるものであり、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これら標準報酬月額のいずれか低い額を認定することとなる。

一方、申立人から提出された平成 8 年から 11 年分の源泉徴収票から確認できる社会保険料控除額は、当該期間における申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額から算出される社会保険料控除額とおおむね同額となっていることが確認できる。

また、A 株式会社に照会したところ、同社の労務担当者は、申立期間当

時の賃金台帳等、保険料控除額が確認できる資料は保管していないが、当時、基本給とは別に、水揚高に基づいて、本来、年3回支給される一時金について、希望者には前払い分として毎月支給しており、当該前払い分については標準報酬月額を算定するための基礎となる報酬額には含めず、厚生年金保険料を控除していなかった旨の回答をしている。

さらに、元同僚から提出された申立期間の一部に係る給与明細書を確認したところ、当該給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、当該元同僚に係るオンライン記録の標準報酬月額に見合った保険料額とおおむね一致している。

加えて、複数の元従業員に照会したところ、水揚高に基づく一時金の前払い分については、標準報酬月額を算定する際の基礎となる給与額には含まれていなかった旨の回答があり、これは、当該事業所の説明と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月9日から24年5月頃まで
昭和21年5月6日から約3年間、A社（現在は、B株式会社。）C工場に勤務していたが、21年5月9日以降の厚生年金保険被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社C工場に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、A社の事業を継承しているB株式会社の人事部長は、申立期間に係る書類は廃棄されており、当時の状況は不明であると回答しているため、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元同僚10人に照会したところ、6人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 1 日から平成 5 年 9 月 30 日まで
私が申立期間にA株式会社から受領していた給与より、オンライン記録の標準報酬月額が低いので、年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に照会したところ、「当時の資料を保管しておらず、また、当時の担当者は既に亡くなっているため、資料の提出ができない上、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立期間において申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認することができない。

また、申立人は平成4年分の所得税の確定申告書を提出しているが、同申告書に記載された社会保険料控除額から当該期間に係る厚生年金保険料の控除額を算出すると、その控除額はオンライン記録の標準報酬月額から算出した保険料額にほぼ見合う額となっている。

さらに、申立人は給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。